

諮問第2号

諮 問 書

養父市振興計画審議会設置条例第2条に基づき、養父市まちづくり計画（仮称）の策定に関する事項の調査及び審議を諮問します。

養父市振興計画審議会会長 様

令和3年5月26日

養父市長 広 瀬 栄